

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	リョーサン菱洋ホールディングス株式会社	コード	167A
提出日	2025/6/11	異動（予定）日	2025/6/26
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため		
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）			

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／ 社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の 同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当 なし		
1	高田 信哉	社外取締役	○													○		有
2	川辺 春義	社外取締役	○													○		有
3	金子 好久	社外取締役	○													○	新任	有
4	小川 真人	社外取締役	○													○		有
5	大井 素美	社外取締役	○													○		有
6	福田 佐知子	社外取締役	○													○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	高田氏は、前職において、主に経営企画・戦略分野を歴任しながら経営に携わった経験を有しており、当社社外取締役就任後もその経験を活かし、公正かつ客観的な助言を行っていただいております。そのため、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を図るべく、当社社外取締役として適任であると考えております。また、当社の定める社外取締役選任基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、当社独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	川辺氏は、長年に亘りITサービス業界において経営に携わり、当社社外取締役就任後も、起業家及び経営者としての豊富な経験や幅広い知見を活かし、経営の透明性・公正性の向上を図るための監督及び経営に関する有効な助言を行っていただいております。そのため、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるべく、当社社外取締役として適任であると考えております。また、当社の定める社外取締役選任基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、当社独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	金子氏は、証券会社において、営業、投資銀行業務、広報を経て、事業法人部門のトップとして多くの企業支援に携わっており、資本政策をはじめとした豊富な経験や幅広い知見を有しております。そのため、グループ全体のガバナンスの強化及び企業価値の向上を実現させるべく、当社社外取締役として適任であると考えております。また、当社の定める社外取締役選任基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、当社独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	小川氏は、長年に亘る公認会計士としての経歴を通じて培われた財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しており、当社社外取締役就任後もその豊富な経験や幅広い知見に基づく助言を行っていただいております。そのため、グループ全体のガバナンス体制の強化を図るべく、当社社外取締役として適任であると考えております。また、当社の定める社外取締役選任基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、当社独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	大井氏は、公認会計士としての財務・会計、監査に関する広範な専門知識と豊富な経験に基づいた多くの知見を有しており、当社社外監査役に就任後もその豊富な経験や幅広い知見に基づく助言を行っていただいております。そのため、グループ全体のガバナンス体制の強化を図るべく、当社社外取締役として適任であると考えております。また、当社の定める社外取締役選任基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、当社独立役員として指定しております。
6	該当事項はありません。	福田氏は、公認会計士及び弁護士としての経歴を通じて培われた財務・会計・法務に関する専門的な知識を有しており、当社社外取締役就任後も、これらの高い見識に基づく助言を行っていただいております。そのため、グループ全体のガバナンス体制の強化を図るべく、当社社外取締役として適任であると考えております。また、当社の定める社外取締役選任基準を満たしており、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したことから、当社独立役員として指定しております。

4. 補足説明

【社外取締役選任基準】

当社は、社外取締役の独立性基準を以下のとおり定め、以下の各号のいずれかに該当する場合は、当社に対する十分な独立性を有していないものとみなします。

- ①現在及び過去において当社及び当社の子会社の業務執行者（※1）であった者
- ②当社を主要な取引先（※2）とする者又はその業務執行者
- ③当社の主要な取引先又はその業務執行者
- ④当社の主要な株主（※3）又はその業務執行者
- ⑤当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年間平均にて年間1,000万円以上の額）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家
- ⑥当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（過去3年間平均にて当該団体の連結売上高又は総収入の2%以上の額）を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者
- ⑦過去1年において前②、③、⑤又は⑥に掲げる者に該当していた者
- ⑧次の(i)から(v)までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の近親者
- (i) 前②、③、⑤、⑥及び⑦に掲げる者
- (ii) 当社の会計参与（当該会計参与が法人である場合は、その職務を行うべき社員を含む。以下同じ。）（監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
- (iii) 当社の子会社の業務執行者
- (iv) 当社の子会社の業務執行者でない取締役又は会計参与（監査等委員である社外取締役監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合に限る。）
- (v) 最近において前(ii)～(iv)又は当社の業務執行者（監査等委員である社外取締役監査等委員である社外取締役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者

※1. 「業務執行者」とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する者をいいます。

※2. 「主要な取引先」とは、当社グループ直近事業年度における連結売上高の2%以上の取引実績を持つ取引先を指します。

※3. 「主要な株主」とは、直接又は間接に当社の10%以上の議決権を保有する者をいいます。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。

※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。